

和水町子ども読書活動推進計画 (第3次)



令和2年2月

和水町教育委員会

目 次

第1 計画の策定にあたって	1
1 はじめに	
2 計画の性格	
第2 第2次推進計画期間における取組、成果と課題	2
1 第2次推進計画期間における取組	
2 第2次推進計画期間における成果	
3 第2次推進計画期間における課題	
第3 基本的な考え方	4
1 計画の目標	
2 計画の期間	
3 町の役割	
第4 子どもの読書活動推進のための具体的方策	6
1 家庭、地域、保育園、幼稚園、学校において子どもが読書に親しむ機会の提供	
2 子どもの読書活動を推進するための施設、設備その他の諸条件の整備・充実	
3 公民館図書室、保育園、幼稚園、学校、ボランティアとの連携による取組みの推進	
4 子どもの読書活動を推進するための啓発広報の推進	
第5 計画の効果的な推進に必要な事項	10
「和水町子ども読書活動推進計画策定委員会議」の開催	
第6 令和5年度末において期待される目標	11
補足資料	12
○子どもの読書に係る調査結果	
○子どもの読書活動の推進に関する法律	
○子ども読書活動推進計画（第3次）策定委員	

第1 計画の策定にあたって

1 はじめに

和水町教育委員会では、平成27年2月に「和水町子ども読書活動推進計画（第2次）」（以下、推進計画という。）を作成し、子どもの読書活動の推進に努めてきました。

この間、ボランティアによる読み聞かせやブックスタート事業、童話発表大会などを行ってきました。

国は、「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことができないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。」と、子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年12月12日法律第154号）第2条で基本理念を謳っています。

次代を担う子どもたちが、生きる力を身につけ、大人へと確かな成長を遂げるために、読書活動は欠かせないものです。

子どもが読書に慣れ親しめるように、いつも本を身近に感じることでできる環境づくりを目指し、家庭・地域・保育園・幼稚園・学校等が連携・協力し、地域社会全体で子どもの読書活動の推進に取り組んでいく必要があります。

このような状況の中で、推進計画の見直しを行うため、学校教育関係者、社会教育関係者、学識経験者、読み聞かせボランティア等の外部有識者による策定委員会議を開催し、アンケート調査結果等を基に協議・検討を行い、「和水町子ども読書活動推進計画（第3次）」の策定にいたしました。

2 計画の性格

推進計画は、和水町における子どもたちの読書活動を推進するための計画です。

令和元年11月に実施した子どもの読書に係るアンケート調査結果によると、和水町の保護者の94.3%が、「子どもが読書をすることは大切だと思う」と答えています。子どもたちの読書活動が、子どものよりよい成長のために欠かせないものであるという思いがあるからではないでしょうか。

本推進計画は、地域社会全体で子どもたちの読書活動を推進していくための具体的方策について、町の立場から、どこでどのようなことをしているのかについて述べているものです。

第2 第2次推進計画期間における取組、成果と課題

1 第2次推進計画期間における取組

平成26年度から実施の第2次推進計画期間（5か年）において、主に以下のような取組を行いました。

- (1) 一人ひとりの赤ちゃんに、絵本を開く楽しい体験を提供するために健康福祉課と連携・協力し、1歳児健康相談時に、ブックスタート事業を実施しました。（平成22年度から開始。平成26年度から平成30年度までに延べ312人が参加。）
- (2) 子どもたちの読書意欲の向上と豊かな人間性の育成を図るために児童による和水町童話発表大会を開催しました。（町内5校から推薦された出場児童14人。参観者は毎回80人程度。）
- (3) 地域社会全体で子どもたちの読書活動を推進していくために各小中学校で、朝の活動時間に、地域ボランティアによる読み聞かせを実施しました。
- (4) 町の広報誌を活用し、新刊書や推薦図書等の紹介をしました。（平成26年度から平成30年度までに約180冊紹介。）
- (5) 平成29年度から玉名圏域（玉名市、玉東町、南関町、和水町）定住自立圏共生ビジョンにおいて、各市町の図書館及び公民館図書室の相互利用を開始しました。

2 第2次推進計画期間における成果

第2次推進計画期間において、いくつかの数値目標を掲げていました。そのうち成果として、以下のことが挙げられます。

平成26年11月に実施した子どもの読書に係るアンケート調査では、地域の図書館等を（よく・ときどき）利用する保護者の割合については全体の33%でしたが、令和元年11月に実施したアンケート調査では全体の37%で、4%増加しました。

3 第2次推進計画期間における課題

第2次推進計画期間を経て、以下のような課題が見られました。

- (1) 1か月に1冊も本を読まない子どもの割合は増加しており、改善が見られませんでした。
(2.3% 平成26年度) → (7.1% 令和元年度)
- (2) 1か月に1冊も本を読まない保護者の割合は増加しており、改善が見られませんでした。
(33.2% 平成26年度) → (37.4% 令和元年度)
- (3) 子どもに本を読んであげた経験があまりないと答えた保護者の割合は増加しており、改善が見られませんでした。
(8.3% 平成26年度) → (11.5% 令和元年度)
- (4) 地域の図書館等へ子どもと一緒に(よく・ときどき)行くという保護者の割合は、わずかに増加しましたが、目標には届きませんでした。
(49.9% 平成26年度) → (50.9% 令和元年度)
- (5) 公民館図書室の児童書の割合は、中央公民館図書室及び三加和公民館図書室共にわずかに増加しましたが、目標には届きませんでした。
(中央公民館 平成25年度末 30.8% → 平成30年度末 33.2%)
(三加和公民館 平成25年度末 26.1% → 平成30年度末 27.6%)
- (6) 公民館図書室の児童書の貸出冊数は、中央公民館図書室及び三加和公民館図書室共に減少しており、改善が見られませんでした。
(中央公民館 平成25年度末 3,756冊 → 平成30年度末 3,569冊)
(三加和公民館 平成25年度末 2,985冊 → 平成30年度末 2,587冊)

第3 基本的な考え方

1 計画の目標

- (1) 家庭、地域、保育園、幼稚園、学校において子どもが読書に親しむ
機会の提供
- (2) 子どもの読書活動を推進するための施設、設備その他の諸条件の整
備・充実
- (3) 公民館図書室、保育園、幼稚園、学校においてボランティアとの連
携による取組の推進
- (4) 子どもの読書活動を推進するための啓発広報の推進

2 計画の期間

本推進計画が基本としている国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（以下、基本計画という。）では、第4次基本計画をおおむね5年間としています。熊本県第4次推進計画においてもおおむね5年間（平成31年度（令和元年度）から令和5年度まで）の計画としていますので、本町第3次推進計画においてもおおむね5年間（平成31年度（令和元年度）から令和5年度まで）の計画とします。

3 町の役割

国は、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布・施行しました。また、この法律を受け、平成14年8月に第1次基本計画を閣議決定のうえ、策定しました。その後、平成20年3月に第2次基本計画を、平成25年5月に第3次基本計画を、平成30年4月に第4次基本計画を策定しました。

熊本県は、平成16年7月に熊本県子どもの読書活動推進計画（肥後っ子いきいき読書プラン）第1次を、平成21年3月に第2次推進計画を、平成26年2月に第3次推進計画を、平成31年3月に第4次基本計画を策定しました。

市町村は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項で、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの

読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画を策定するよう努めなければならない、と定められています。

本町では、平成22年2月に和木町子ども読書活動推進計画（第1次）を、平成26年2月に第2次推進計画を策定しており、第2次推進計画が平成31年3月末で終了したことから、国や県の動向及びこれまでの成果や課題等を踏まえ、本推進計画を策定することとしました。

第4 子どもの読書活動推進のための具体的方策

1 家庭、地域、保育園、幼稚園、学校において子どもが読書に親しむ機会の提供

(1) 家庭における子どもの読書活動の推進

ア 家庭における子どもの読書の機会の充実について

家庭は、子どもの生活習慣を育む場であり、初めて本と出会う場でもあります。保護者がまず読書について重要性を認識するとともに、自ら読書を楽しむことが大切です。

また、保護者には、家庭で子どもと一緒に本を読む時間を設け、読書活動の習慣化に努めることが求められています。

イ 家庭における子どもの読書の機会の充実するための具体的方策

(ア) 1歳児健康相談時に、保健師、非常勤職員の協力を得て、ブックスタート事業（絵本を通じた保護者と子どものふれあいを進めるため、地域の保健センター等で行われる健康診断の機会に、すべての赤ちゃんとその保護者にメッセージを伝えながら絵本を手渡す事業）を引き続き推進するとともに、読み聞かせや読んであげたい絵本の紹介を行っていきます。

(イ) 家庭教育に関する講座等において、保護者に対して、子どもの読書活動の重要性、乳児期からの読み聞かせ等の必要性について、啓発に努めます。

(ウ) 親子読書などの取組を行い、親子が触れ合い、本に親しむ時間の確保に努めます。

(2) 地域における子どもの読書活動の推進

ア 地域における子どもの読書の機会の充実について

公民館図書室は、地域における読書活動の中核施設となるものです。子どもが多くの本の中から読みたい本を自由に選び、読書の楽しみを知ることができる場所であり、保護者も子どもに読ませたい本を選ぶことができる場所でもあります。そのため公民館図書室においては、催し物の実施を積極的に行い、地域における子どもの読書活動の推進について啓発活動を行うことが求められます。

イ 地域における子どもの読書の機会の充実するための具体的方策

(ア) 公民館図書室において、国の「子どもゆめ基金」を紹介し、地域におけるボランティアの活動の支援に努めます。

(イ) 公民館図書室において、読書に関する催しを実施し、子どもの読書機会の充実に努めます。

ウ 町の催し物等、住民が集うような場において、公民館図書室が所蔵する図書で、乳幼児向け図書、児童・青少年用図書等（以下「児童・青少年用図書等」という。）、子どもの発達段階に応じた図書情報について、積極的に住民に提供するよう努めます。また、健康福祉課等と積極的に連携・協力し、児童・青少年用図書等の整備に取り組むよう努めます。

エ 公民館図書室において、利用者の要望を調査し、図書の充実に努めます。

オ 子どもの読書環境をより充実させるため、公民館図書室の相互の連携・協力のみならず、公民館図書室と学校図書館の相互の連携・協力を図り、蔵書の相互利用や推奨図書の選定に努めます。

(3) 保育園、幼稚園、学校における子どもの読書活動の推進

ア 保育園、幼稚園、学校における子どもの読書の機会の充実に ついて

保育園、幼稚園、学校は、読書への興味関心や読書習慣を育んでいく重要な場です。このような場において、子どもの発達段階に応じて読書に慣れ親しむ態度を身に付けさせ、読書を楽しむ習慣を形成することはとても重要なことです。そのため、読書の時間を設け子どもが教職員と一緒に読書をしたり、読み聞かせを開催したり、子どもの読書活動についてその機会の充実に向けた取組が求められます。

イ 保育園、幼稚園、学校における子どもの読書の機会を充実するための具体的方策

(ア) 保育園、幼稚園においては、乳幼児の発達段階や興味関心に 応じた絵本等を活用し、楽しく本を読む時間が提供されるよう促します。

(イ) 保育園、幼稚園においては、保護者に対して、子どもと一緒に絵本に触れる機会が充実するよう、啓発に努めます。

(ウ) 学校においては、保護者に対して、家庭での読書時間が充実するよう 啓発に努めます。

(エ) 学校においては、司書補助員と連携した読書活動の推進が行われるよう に努めます。

(オ) 学校においては、必読書や推薦図書リストを活用し、子どもが質の高い本を読むような取組をするよう に努めます。

- (カ) 学校においては、学校図書館デザインサポート事業を通じて、よりよい学校図書館環境づくりの推進に努めます。
- (キ) 保育園、幼稚園、学校においては、小・中学生、ボランティアによる読み聞かせを実施するなど、楽しい読書活動の時間が提供されるよう促します。

2 子どもの読書活動を推進するための施設、設備その他の諸条件の整備・充実

- (1) 地域や学校における施設、設備、その他の諸条件の整備・充実のあり方について

公民館図書室は、地域における読書活動の中核施設となるため、子どもが読みたい本が置いてある必要があります。図書資料、郷土資料、情報検索システムの充実を図っていくことが求められます。

学校図書館は、子どもの自主的な読書活動を形成するうえで、とても重要な役割を担う施設です。学校図書館においても、図書資料、郷土資料、情報検索システムの充実を図っていくことが求められます。

- (2) 地域や学校における施設、設備、その他の諸条件の整備・充実のための具体的方策

ア 公立図書館の設置に向けて、積極的に検討します。

イ 公民館図書室及び学校図書館において、蔵書のデータベース化、インターネットで検索できる蔵書検索システムの導入や電子書籍の提供を検討します。

ウ 公民館図書室と学校図書館を結ぶ情報ネットワークの構築を検討します。

エ 公民館図書室において、専門的知識を有する司書の配置を積極的に検討します。

オ 公民館図書室において、障害のある子どもが利用しやすい施設・設備の整備に努めます。

カ 公民館図書室及び学校図書館において、児童図書、資料の整備・充実に努めます。

キ 公民館図書室及び学校図書館において、熊本県立図書館の配本や子ども文庫を活用し、読書環境の充実に努めます。

ク 公民館図書室及び学校図書館の図書の相互貸借の整備に努め

ます。

3 公民館図書室、保育園、幼稚園、学校、ボランティアとの連携による取組の推進

(1) 公民館図書室、保育園、幼稚園、学校、ボランティアとの連携による取組の推進について

子どもの読書活動に関する理解や関心を高め、子どもの自主的な読書活動を推進していくためには、公民館図書室、保育園、幼稚園、学校、ボランティアの連携・協力がとても重要です。公民館図書室、保育園、幼稚園、学校ボランティアにおいては、それぞれが積極的に交流し、情報交換を行い、子どもの読書活動を推進していくことが求められます。

(2) 公民館図書室、保育園、幼稚園、学校、ボランティアとの連携による取組の推進の具体的方策

ア 公民館図書室は、町内のボランティアグループや企業の社会貢献活動の取組等の状況の把握に努めます。

イ 町の催し物等、住民が集うような場において、公民館図書室、保育園、幼稚園、学校、ボランティアの連携・協力の必要性について、その啓発に努めます。

ウ 公民館図書室を中心に、ボランティアのネットワークを築き、それぞれが連携・協力し、町全域において読み聞かせやおはなし会が実施されるように努めます。

4 子どもの読書活動を推進するための啓発広報の推進

(1) 啓発広報の推進について

子どもの読書活動を推進していくためには、子どもたちの読書活動に関する情報を収集し、それらの情報を、広報媒体等を活用し、住民に広く啓発していくことがとても重要です。

(2) 啓発広報の推進の具体的方策

ア 「子ども読書の日」(4月23日)の周知に努めます。

イ 広報「なごみ」を活用し、新刊図書、お薦め本、利用者の感想や希望図書の受付等について紹介します。

ウ 子どもにおはなしを語る機会を提供することを通して、子ど

もたちの読書意欲の向上と豊かな人間性の育成を図るために、学校と連携し和水町童話発表大会を実施します。

エ ボランティアが行う活動について、公民館図書室へ情報の提供が行われるよう、その啓発に努めます。

第5 計画を効果的に推進していくために必要な事項

今後、本推進計画に基づいた取組が着実に進められているかを確認するため、公民館図書室の児童書の年間利用者数等の調査を行っていきます。

また、推進計画期間が終了する令和5年度に策定委員会議を開催し、本推進計画の見直しについて、協議・検討していきます。

第6 令和5年度末において期待される目標

1 家庭、地域、学校を通じて期待される目標 令和5年度末目標値

(1) 児童生徒の1か月の読書冊数

1冊以上 92.9% ⇒ 100%

3冊以上 65.8% ⇒ 70%

(和水町令和元年度読書についてのアンケート調査(児童生徒用)結果より)

(2) 保護者の1か月の読書冊数

1冊以上 62.6% ⇒ 70%

(和水町令和元年度子どもの読書に係るアンケート調査(保護者用)結果より)

(3) 子どもに本を読み聞かせるという経験がない保護者の割合

ない 1.1% ⇒ 0%

あまりない 11.5% ⇒ 5%

(和水町令和元年度子どもの読書に係るアンケート調査(保護者用)結果より)

2 公民館図書室等において期待される目標 令和5年度末目標値

(1) 地域の図書館等へ子どもと一緒に出かける機会

よくある・時々ある 50.9% ⇒ 60%

(和水町令和元年度子どもの読書に係るアンケート調査(保護者用)結果より)

(2) 地域の図書館等を利用する保護者の割合

よくある・時々ある 37.1% ⇒ 40%

(和水町令和元年度子どもの読書に係るアンケート調査(保護者用)結果より)

(3) 公民館図書室の児童・青少年用図書等の割合

中央公民館 33.2%(平成30年度末) ⇒ 35%

三加和公民館 27.6%(平成30年度末) ⇒ 30%

(4) 公民館図書室の児童・青少年用図書等の貸出冊数

中央公民館 3,569冊(平成30年度末) ⇒ 4,000冊

三加和公民館 2,587冊(平成30年度末) ⇒ 3,000冊